

1) 登録確認機関での事前確認に必要な書類等

申請をする前に登録確認機関による事前確認が必要になります。事前確認には、下記の資料が必要ですが、登録確認機関となっている各機関の会員、顧問先、事業性融資先等の場合、1～5の書類の確認を省略することができます。その場合は、6のみをご準備ください。なお、登録確認機関の検索については、STEP 5をご覧ください。

- ①本人確認書類※1
- ②履歴事項全部証明書（中小法人のみ）
- ③收受日付印の付いた、2019年1月を期間内に含むもの以降、全ての確定申告書の控え※2,3
- ④2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）※4
- ⑤2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- ⑥代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

【注意】
確認に際し、2020年度の確定申告書の控え（税務署の受領印又はe-taxの送信記録あり）が必要です。2020年度の確定申告をお済ませ頂きお申込み下さい

※1 次の書類等のいずれか。運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポート

※2 e-Taxの場合は、確定申告書の控えに受付日時が印字されているか、別途、受信通知メールがあること

※3 個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等の場合は、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

※4 書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した複数年月の帳簿書類でも可